

事務連絡  
平成21年5月29日

各〔都道府県〕  
〔政令市〕  
〔特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局生活衛生課

新型インフルエンザ感染防止のための事業者の事業運営について（その2）

平成21年5月18日付事務連絡「新型インフルエンザ感染防止のための事業者の事業運営について」により、各事業者における感染拡大防止のための対応を検討していただくようお願いしていたところですが、5月22日に政府の新型インフルエンザ対策本部において、今回の新型インフルエンザは季節性インフルエンザと類似する点が多いという判断のもと「基本的対処方針」を改訂しました。他方、新型インフルエンザは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し死亡の報告もされていることにも留意が必要です。

つきましては、「基本的対処方針（改訂版）」（別添1）及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（別添2）並びに「基本的対処方針等のQ&A」（別添3）を参考に、従業員及び利用者等への感染拡大防止のため、特に下記事項に留意のうえ、貴管内の生活衛生関係営業者において、引き続き対応していただくよう周知方お願いします。

記

1. 患者や濃厚接触者が活動した地域においては、地域や職場における感染拡大を防止するため、次の措置を講ずるようお願いします。
  - (1) 外出については、自粛要請は行わないこととされています。ただし、外出にあたっては人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、咳エチケットの徹底、うがいの励行等に努めることが必要です。

なお、マスクの着用は患者や濃厚接触者が活動した地域において、混み合った場所で着用することが勧められるものであり、屋外などでは、相当混み合っていない限り着用の必要はないとされております。（Q&A 問8参照）
  - (2) 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従事者の勤務について配慮するとともに、従業員の人員配置等について事前に計画を策定するなどしてください。（Q&A 問21参照）

(3) 事業者に対しては、事業自粛の要請は行わないこととされています。ただし、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされており、従業員の健康管理を徹底し、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機、職場の清掃・消毒の措置等の対応を検討することが必要と考えられる。(Q&A 問25参照)

なお、職場の清掃・消毒については、別添4「新型インフルエンザ (Swine-origin influenza A/H1N1) 積極的疫学調査実施要綱 (暫定版)」を参照してください。

(4) 興行場、飲食店等の集客施設については、利用者間の感染防止のため①病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方への利用を遠慮していただくこと②利用客が多くない場合に利用者間の席を離すことなどを検討してください。(Q&A 問26参照)

2. 患者や濃厚接触者が活動した地域等については、都道府県や保健所設置市との情報に基づき、患者が発生する都度、対策地域の範囲が発表されます。自治体では、対策地域における患者の発生状況に応じた対応がとられますが、地域内の患者が治癒し、7日間新たな患者発生がないなど地域内の状況を勘案し、特段の対策を講じる必要がないと自治体が判断する場合には、公表の対象地域から削除されることとされています。 (「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針における厚生労働省への情報提供、相談等について」 (別添5参照))

※ 最新の情報は、厚生労働省ホームページで確認してください。

(<http://www.mhlw.go.jp/>)